

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十九号

### 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（保有個人情報の提供先への通知） （略）</p> <p>2 議長は、第二十三条第一項の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、議長以外の者に限る。）に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知） （略）</p> <p>2 議長は、第二十三条第一項の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、議長以外の者に限る。）</u>に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。</p>

### 附 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。